

空家等の除却に対する支援について

(1) 老朽空家等除却費補助金

空家等対策を推進するため、老朽化等により著しく保安上の危険がある空家等の除却に要する工事費の一部を補助するものです。

○今年度の申請は1件でした。

【主な要件】

- ・ 補助金の上限額は20万円です。
- ・ 著しく保安上の危険がある空家に限ります。
- ・ 当該空家が補助対象に該当するか判定を受ける必要があります。

(2) 木造住宅耐震改修費等補助金

大地震災害から市民の生命、財産の保護を図るため、地震時の住宅倒壊等による被害の防止を目的とした旧耐震基準により建築された木造住宅の除却工事、耐震改修工事を行う方に対し補助するものです。

○今年度の申請は除却工事 20 件、耐震改修工事 6 件でした。

○上記のうち、空家数350件(令和6年4月1日現在)に含まれる件数は3件でした。

【主な要件】

除却工事

- ・ 補助金の上限額は20万円です。
- ・ 旧基準で建てられた木造住宅(昭和56年5月末日までに着工)で市が実施する「無料耐震診断」を受け、判定値が1.0未満と診断された住宅を全て除却する工事である必要があります。

耐震改修工事

- ・ 補助金の上限額は100万円です。

旧基準で建てられた木造住宅(昭和56年5月末日までに着工)で市が実施する「無料耐震診断」を受け、判定値が1.0未満を、判定値が1.0以上となりかつ0.3以上向上する耐震改修を行う必要があります。